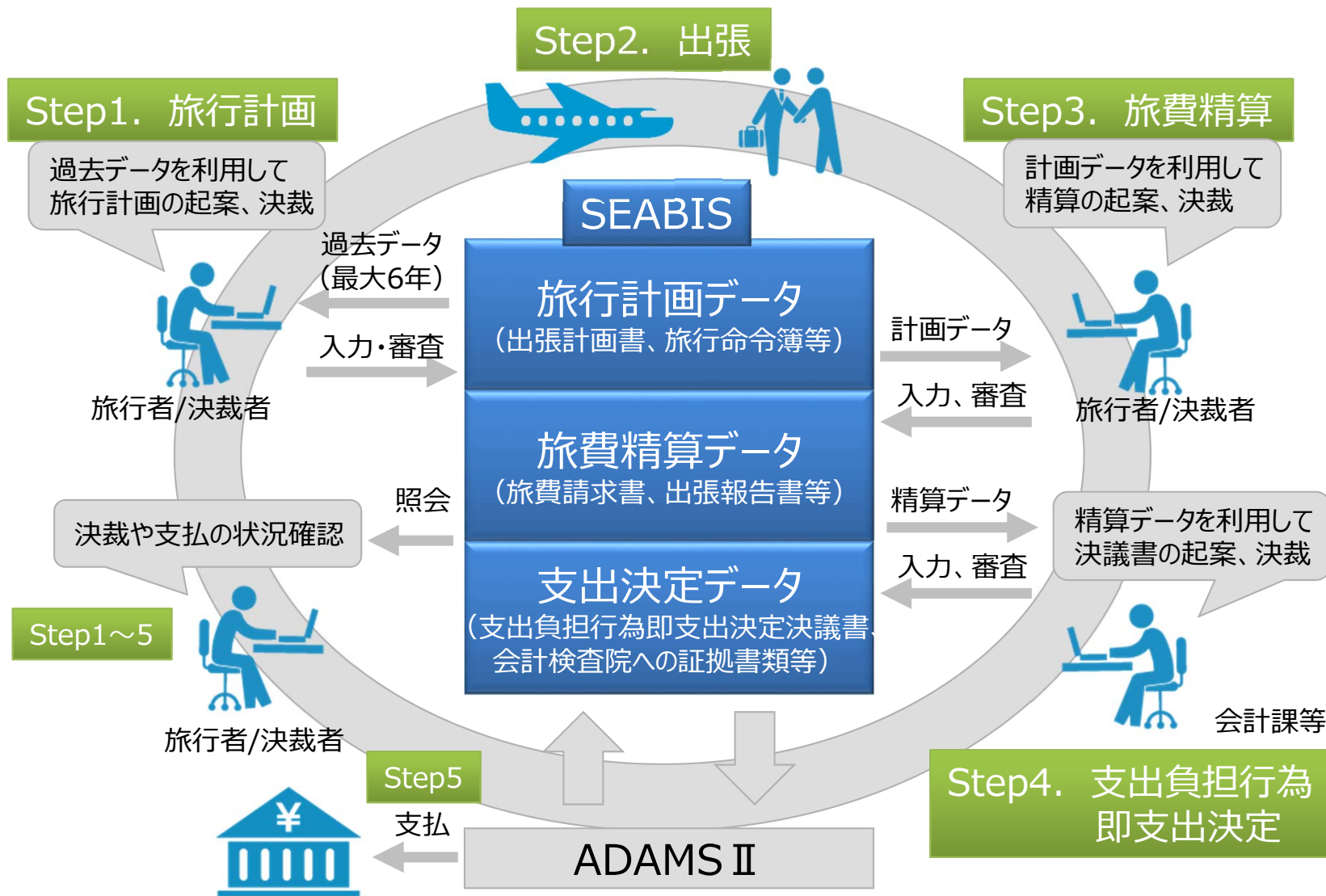


業務システムの設計・運用事例について (旅費システム及び補助金申請システム)

令和3年5月
経済産業省

1. 旅費システム (SEABIS) の概要

- 平成26年度に稼働し、全府省等へ導入されている府省共通システム（利用者数は約32万人）
- 旅行計画、旅費精算等の各段階でデータを相互に受け渡し、入力作業を効率化
- 電子決裁による作業の迅速化、ペーパーレス化を推進



データ管理関係

- データは、証拠書類の保存期間※に基づき**最大6年閲覧可能**（作成年度+5年度末）
(※)公文書管理法施行令 別表二十二ロ
- **上記期間後は閲覧（データアクセス）・複写不可**
- データ削除方針は検討中（稼働初年度データが昨年度初めて保存期間満了）
- **決裁完了後は修正不可**（修正が必要な場合には、最終決裁者による決裁取消、再決裁が必要）
- 毎年度、閲覧期限到来前に、**延長保存が必要なデータの出力と適切な管理**を各府省等へ依頼
- 各府省等における**データ出力作業の負荷軽減**のため、請求書情報の**一括出力機能**を追加（予定）

2. 旅費システム（SEABIS）の公文書管理上の課題

【課題① システム内のデータの取扱い】

- 本システムでは、画面や紙に出力すれば個々の文書の形になるが、システム内に保存されているのは個々のデータで、WordやExcel形式のファイルではない。行政文書の管理と言えば、紙や電子の“文書”の形式を想定してしまい、旅費データを本システムで管理すれば足りるとの認識が浸透していない。
- このため、府省庁等の中には、本システムから紙媒体や電子媒体に出力したものを行政文書登録している例が少ない。

各府省等がシステムから出力などを行わず、
本システム内で関係文書の登録・保存・削除を完結できないか

【課題② 廃棄の取扱い】

- 全省横断的なシステムであり、保存期間5年間に満了すれば一律で閲覧できなくするとともに、一定期間経過後にデータを一括削除することが効率的・合理的と考えられる。
- 廃棄協議が保存期間満了までに終わらなければ、個別に保存期間を延長・管理するか、各府省等で紙媒体や電子媒体を出力する必要がある。

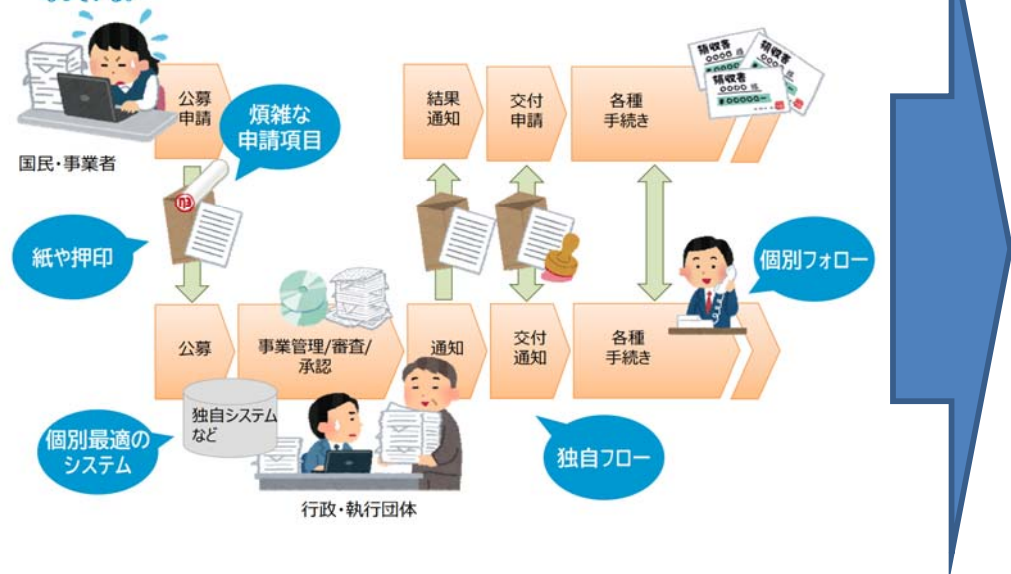
旅費データについて保存期間満了までに確実に
廃棄協議を終えられるようにできないか

3. 補助金申請システム（Jグランツ）の概要

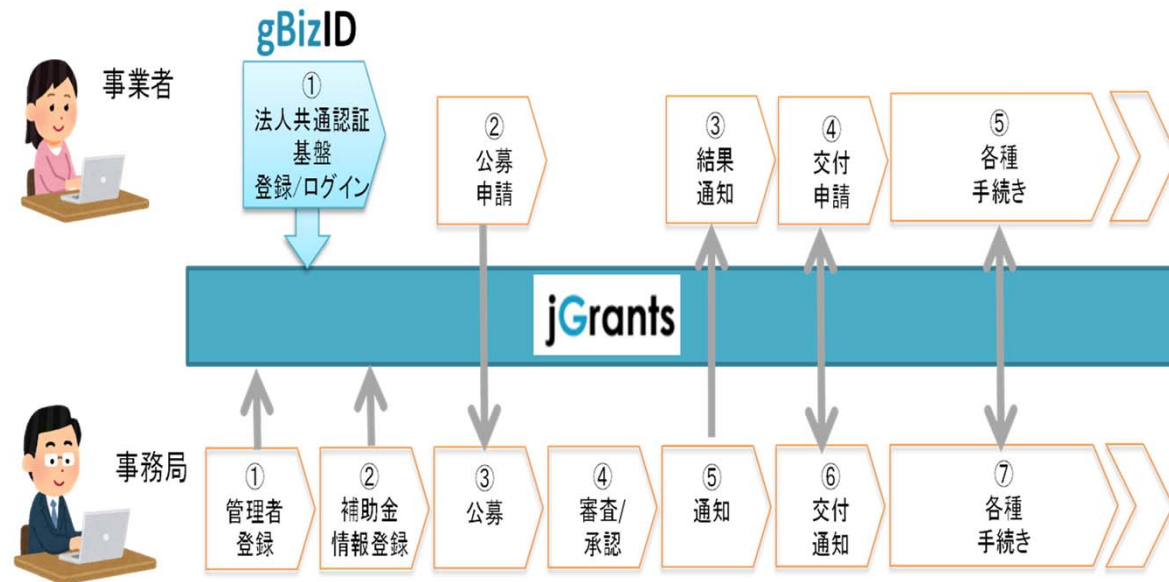
- 補助金適正化法で定められた手続きをベースに、国や地方公共団体（都道府県など）が執行する補助事業において**公募から補助金支払、その後の手続までの、全てのプロセスを電子**で実施することができます。
- **執行実務のBPRを前提**とし、全ての補助金に対応出来る汎用的なシステムを構築し、**申請者のワンストップ・ワンズオンリー**を実現するとともに、**行政の審査・処理手続の効率化とデータに基づく高度な政策立案を可能とする環境をパブリッククラウド上で構築**しています。

現状の代表的な補助金フロー

- ・ 紙や押印のフローが多数存在し非効率な状況。また補助金毎に業務フローやシステムが別々となっている。



Jグランツを利用することにより、ワンズオンリー・行政事務の効率化等を実現



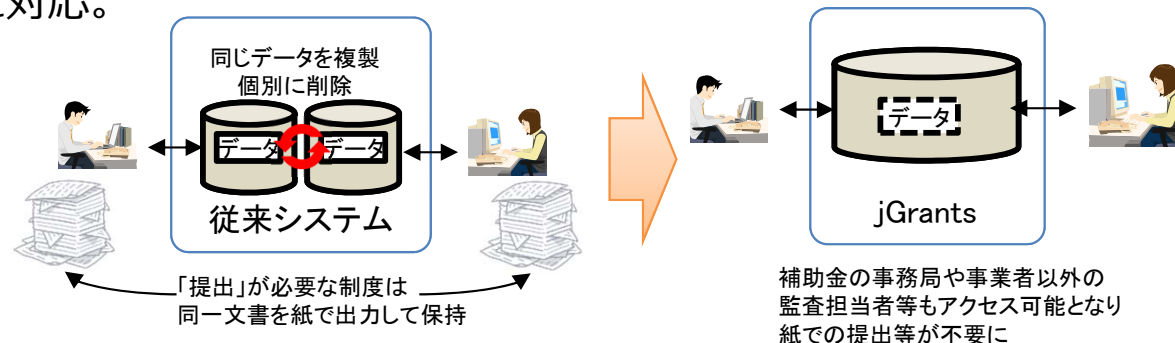
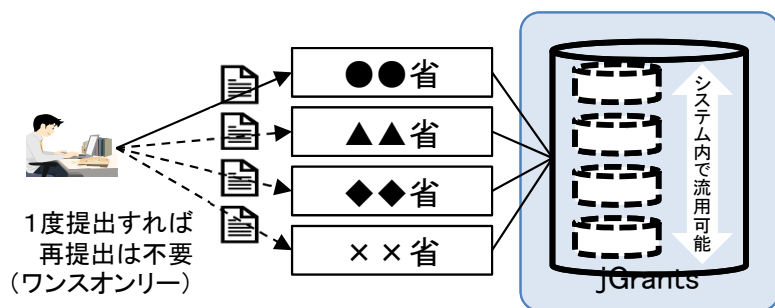
4. 補助金申請システム（J Grants）の公文書管理上の課題

サービス提供時に生じた課題

- 「ワンストップ・ワンズオンリー」を実現するためには一度入力した情報を活用することが不可欠だが、サービス開始時（2019.12）には、統一的なルールが定められていなかった。
- 補助金の執行情報（文書）は、検査や監査に必要だが、利用機関（国・自治体）ごとに保存期間が異なり、また検査や監査に活用するための紙やメール等で「提出」する必要があった。

J Grantsでの取組

○利用規約に「利用者による補助金申請に係る利便性向上」「補助金に係る会計検査又は監査等の業務」に利用される旨記載し、規約に同意の上利用させることで、データ活用できるように対応。



さらに整理すべき課題

- ワンズオンリーや廃棄等のルールを実現するためには、データは誰が保有していて、どのようなルールや制約の下に管理、活用されていくかの制度整備が必要ではないか。
- 行政や民間で共有するデータについては、廃棄という従来の文書管理の考え方よりも「アクセス制御」による適正な管理が必要ではないか。